

シンポジウム「行政追隨裁判の実態を問う」

日 時 : 2012年6月16日

場 所 : 京都府職員労働組合会議室

主 催 : 国土問題研究会 / 自由法曹団京都支部

プログラム

- ・ 大東水害最高裁判決
- ・ 山口県宇佐川水害損害賠償請求
- ・ 大阪泉南アスベスト被害
- ・ 東九州自動車道ルート変更請求
- ・ 西ノ宮はり半跡地開発許可取消訴訟

【事案名称】大東水害訴訟

1. 紛争の概要（時期，場所明記）

1972年7月豪雨，7月10日～13日 4日間230ミリ。超過確率96/100 最大時間雨量20ミリ。

大東市野崎駅前の寝屋川支川の谷田川と周辺水路から溢水して，3日間床上浸水（床上30～70cm）。被害戸数は不明であるが，原告は71世帯。

谷田川は1級河川（図面上のa点まで）で，計画高水流量は毎秒20トン。水害時まで上流側はJR片町線の複線化工事にあわせて河川改修済。下流側も万博関連の外環状道路の建設にあわせて改修済。野崎駅前の325mのみが未改修として残され，しかも，河川上に家屋があり，当初不法占拠家屋であったが，後に占用許可が与えられ，この部分の改修が遅れていた。訴訟上のc点で，ここから大量の水が溢水。c点疎通能は0.92トン。

住民は1956年より河川と水路の改修を行政に何回も陳情。府も71年までに改修すると約束していた。

水害時のc点到達流量は3.55～6.54トン（したがって，多く見積っても計画高水流量の約4分の1）。

2. 原告氏名及び被告氏名

原告氏名：浅野友美外70名

被告氏名：国，大阪府，大東市

3. 原告代理人弁護士名

鬼迫明夫外

4. 主な争点

(1)因果関係（水害の原因）

原告側は河川と水路の水が溢水して，水害発生と主張。

被告等は内水氾濫と主張。とりわけ，生駒山地に降った雨が被害地に流れ込んだと主張，立証（水埋計算と模型実験）。

一審で敗訴した大東市が控訴審になってc点から大量の水が溢水している写真を証拠提出。

(2)河川・水路の管理責任論

原告…人災説

被告等…天災説（後の最高裁判決）

詳しくは後記7

5. 判決年月日

一審 S.51.2.19 控訴審 S52.12.20 最高裁 S59.1.26 差戻控訴審 S62.4.10
再上告審 H.2.6.22

6. 裁判所名及び裁判官名

裁判所名：大阪地方裁判所，大阪高等裁判所，最高裁判所

裁判官氏名：

7. 判決内容とその問題点

(1)一審判決…水害は外水が原因。本件地域は四囲を天然の堤防で囲まれた低湿地で堪水しやすく，これまでもしばしば浸水している。谷田川や水路は降雨を安全に流下させる機能や構造を有しておらず，安全性に欠け，その管理に瑕疵がある。

(2)二審判決…外水（河川からの溢水）と内水とは5分5分。

自然公物における未改修河川の場合，安全性の欠如が即瑕疵に結びつかず，不可抗力的外力によって招来されるときは，管理者が危険を除去，回復するのに必要な時間を経過してもなお，危険が除去，回復できないとき初めて瑕疵がある。

本件において昭和42年には改修の必要性は認められるし，上流側を改修したことによりc点の危険性は増大している。十分な時間があり，費用もそれほどかからないのに改修しなかったのは河川管理に瑕疵あり（河川上家屋の占用許可を繰り返していたことを重視）。

(3)最高裁判決…他川見合論，改修途上論，財政制約論等

(4)問題点

- ・自然公物と人工公物を対比したとき，通行止めができないことをどう見るか。
- ・行政の不作為の違法性の有無を司法機関で判断しないとすると憲法17条は死文化（行政の無謬論）

8. 現在の状態（〇〇高裁にて控訴審段階など）

一審，控訴審で勝訴したが，最高裁で破棄され，差戻控訴審で原告の請求が棄却され，再上告したが棄却されて，敗訴が確定。

【事案名称】 山口県宇佐川水害訴訟

1. 紛争の概要（時期，場所明記）

山口県の二級河川錦川水系宇佐川において，1999年9月21日～24日に台風18号の豪雨で洪水が発生，このため岩国市錦町深川付近の護岸が崩壊し，護岸背面にあった高津昭夫氏の住宅が流失した。

宇佐川を管理する山口県は，本件水害に先立つ1990年～1995年に宇佐川に並走する国道434号の改築工事を実施しており，宇佐川の河道線形を大きく変更している。この工事で高津宅上流部の護岸は新設されており，高津宅裏の護岸は古いままであったが，1992年にその上部にパラペット擁壁が継ぎ足され，さらに1995年には高さ1mに嵩上げされた。また1995年に河川内の堆積土砂を除去する浚渫工事が実施された。

高津宅が流失した原因は，背面にあった河川護岸が崩壊したことにあることは明らかであるが，河川管理者である山口県は，護岸が崩壊に至ったのは未曾有の豪雨が引き起こした洪水によるものとして管理責任を認めていない。これに対して，護岸崩壊の原因となったのは，既設護岸の管理に手落ちがあったことや，水害前に実施された一連の道路・河川工事が適切でなかったことなどにあるとして，被害者である高津氏は国と山口県を相手として損害賠償を求めて提訴した。

山口地裁判決（平成23年4月28日）は原告の請求をいずれも棄却するもので，原告は判決を不当として広島高裁に控訴している。

2. 原告氏名及び被告氏名

原告氏名：高津昭夫

被告氏名：国，山口県

3. 原告代理人弁護士名

中村 覚，田畑元久，田邊一隆，吉川五男

4. 主な争点

(1) 「水理報告書」等の信用性

被告らは，「水理報告書」等を根拠に，本件各工事により宇佐川の流下能力及び流況は改善したと主張するが，原告は「水理報告書」等に信用性が認められないと主張。

(2) 本件各工事の施工の違法性〔国賠法1条1項〕ないし河川管理の瑕疵〔国賠法2条1項〕の有無

原告は，被告らの本件各工事施工に関する注意義務違反の結果，既設護岸の安全性が施工前と比較して低下し，既設護岸が通常備えるべき安全性を欠く状態となり，既設護岸が崩壊した。従って，被告らによる本件各工事の施工は国賠法上の違法行為ないし，河川管理上の瑕疵に該当すると主張。

被告は，未改修区間における安全性の一般的基準に照らして瑕疵ないし注意義務を判断すべきところで，工事は適正で違法性がないと主張。

(3) 河川管理の瑕疵等と護岸崩壊との因果関係

原告は，本件水害の原因が本件道路改良工事によりそれまでは水衝部でなかった被災個所が水衝部になって激流に曝されたこと。浚渫工事により護岸の弱体化を招いたこと，パラペット堤設置によって護岸の崩壊が助長されたと主張。

被告は、本件各工事と護岸崩壊の因果関係が認められないと主張。

5. 判決年月日

平成 23 年 4 月 28 日

6. 裁判所名及び裁判官名

裁判所名：山口地方裁判所岩国支部

裁判官氏名：関根規夫，宮本博文，姥迫浩司

7. 判決内容とその問題点

判決：原告の請求をいずれも棄却する。

(1)私的鑑定書の信用性について、「水理報告書」等の水害に関する私的鑑定書については、その推論過程や検証内容に一応の合理性が認められ、解析手法の選択が相応の科学的根拠に基づくものであれば、その信用性を覆す特段の事情のない限り、当該鑑定書には信用性が認められるというべきである。」と判示し、多数の間違いや実際の現象との齟齬を認めながら結果に影響しないという県の主張をそのまま認めている。

- ・私的鑑定人の公正さ…「水理報告書」は被告・県から業務を請け負ったパシフィックコンサルタンツ(株)が作成

- ・私的鑑定人の能力…多数の初歩的な誤りや実際現象との齟齬など、作成者の能力に疑問

- ・「水理報告書」等とその基となったと考えられる「災害調査結果」という文書との差異…訴訟資料用に恣意的に改ざんした疑い

- ・国土研報告書の扱い…裁判所の科学的判断能力が疑問

(2)未曾有の豪雨あるいは洪水であったか

洪水到達時間、洪水の降雨確率評価に疑問あり。判決では、原告の主張は独自の見解に基づくもので具体的な裏付け証拠がないとし、被告の主張の信用性を失わせるものではないと判断した。裁判所にこのような判断能力があるか疑問。専門家の判断を仰ぐべきでは。

(3)人為的に形成された水衝部の影響

判決では、被告が行った平面二次元流況解析について「仮に、原告が指摘するように実際の現象との間に齟齬があったとしても、その齟齬の程度は必ずしも大きいものとはいえず、河川の流出に関わる個々の過程の数量を正確に捉えることは困難であり、解析精度を高めるには限界があること、いかなる解析手法であれ、何らかの仮定条件の設定はやむを得ないものであること、こうした数値解析プログラムを利用して、実際の自然現象を完全に解明することは事実上不可能であることを考慮すれば、それらの齟齬は、水理解析書等の信用性を失わせるものではない。」と判示した。

- ・水理解析が信用できないという理由をあげながら、結論は信用性があるとしている。上記判決内容は自己矛盾。

- ・新たな水衝部の形成はビデオ映像で明らか…護岸崩壊が水衝部の形成に影響がないとした原判決はおかしい。裁判所に科学的判断能力があるのか疑問。

(4) 本件各工事の施工の違法性〔国賠法1条1項〕ないし河川管理の瑕疵〔国賠法2条1項〕の有無

判決は本件各工事の施工が、宇佐川の安全性を低下させるものであったといえない等として、施工の違法性ないし河川管理の瑕疵があると認めなかった。

・判決は、被告が提出した「水理報告書」等の結論を判断の理由としており、その信用性が問題である。

(5)河川管理の瑕疵等と護岸崩壊との因果関係

(4)と同様に、被告が提出した「水理報告書」等の結論をそのまま根拠として河川管理の瑕疵があると認めなかった。

(6) 中立的立場からの鑑定なし

被告・県が委託して作成された「水理報告書」をあたかも、公的な鑑定であるかのように扱っているのは問題である。

8. 現在の状態（〇〇高裁にて控訴審段階など）

広島高裁にて控訴審段階

現在、地裁では却下された専門家による鑑定を高裁に申し立てている。

9. その他

護岸崩壊の主原因は、崩壊個所上流の道路改修に伴う工事で淵を埋め、護岸を滑らかな線形で前出ししたために、下流に新たな水衝部が形成されたためであることは明らかであり、これは河川改修の技術的問題である。急流河川における未熟な河川改修技術が原因であり、河川管理者は素直に反省して再度同様な災害が起こらないようにするべきで、未曾有の水害と言って言い逃れすべき問題ではない。この意味で、裁判所の判決に問題があるのは明らかであるが、その前に河川管理者が技術的責務を果たしていない公務技術の問題がある。

【事案名称：大阪泉南アスベスト国賠訴訟（第一陣訴訟）】

1. 紛争の概要（時期、場所明記）

本件は、大阪泉南地域に戦前から存在した石綿紡織工場の元労働者及びその家族並びに同工場の近隣住民の遺族らが、国に対し、石綿粉じんに曝露し、石綿肺・肺がん・中皮腫等に罹患したのは、国が労働法規、環境法規に基づく各種の規制権限を適切に行使しなかったためであり、かかる規制権限の不行使は国家賠償法1条1項の適用上違法であるとして、同条項に基づき、健康被害あるいは死亡による損害についての損害賠償を求めた事案である。

同種の訴訟は、平成18年から同20年にかけて原告計28名（患者26名）による第一陣訴訟が提起され、同21年から23年にかけて、原告計55名（患者33名）による第二陣訴訟が提起された。第一陣訴訟について、大阪地方裁判所第22民事部は、平成22年5月19日、筑豊じん肺訴訟最高裁判決（平成16年4月27日）の定立した判断基準に忠実に従い、国による規制権限の不行使は違法であるとして、総額4億円3000万円余りの損害賠償を国に命ずる原告勝訴の判決を下した。石綿被害について規制権限不行使による国の責任を初めて明確に認める画期的な判決であった。しかし、同判決に対して国が控訴し（原告らも、一部請求が棄却された点について控訴した）、これによって大阪高等裁判所第14民事部で審理が行われていた。

2. 原告氏名及び被告氏名

原告氏名：岡田春美 外27名

被告氏名：国

3. 原告代理人弁護士名

芝原明夫，村松昭夫，鎌田幸夫，小林邦子，八木倫夫，伊藤明子，岡千尋 外多数

4. 主な争点（主要な点を簡潔に記載したもの）

- 1 昭和22年から32年までに、労働大臣が、局所排気装置の設置を義務づけるための規制権限を行使しなかったことは違法か
- 2 昭和47年に、労働大臣が、粉じん測定結果の報告等を義務づけるための規制権限を行使しなかったことは違法か
- 3 労働大臣が、その他の規制権限を行使しなかったことは違法か
- 4 石綿の有害性等について、労働大臣が、特別な安全教育の実施を義務づけるための規制権限を行使しなかったことは違法か

5. 判決年月日

平成23年8月25日

6. 裁判所名及び裁判官名

裁判所名：大阪高等裁判所第14民事部

裁判官氏名：三浦潤裁判長，大西忠重裁判官，井上博善裁判官

7. 判決内容とその問題点

1 被害の実態から目をそらしたこと

大阪泉南地域は戦前から100年間にわたり石綿紡織業が発達し、小規模零細の石綿工場が集中立地し、早くから深刻な被害が発生していた。国は、70年も前に、自ら泉南地域を中心とした石綿紡織工場の労働実態調査（内務省保険院調査）を行い、戦後も昭和20年代後半から繰り返し被害実態調査を行って、石綿肺や肺がんなどの重篤な呼吸器疾患が深刻に発生していることを詳細に把握していた。したがって、国には、早くから石綿被害の発生を防止する規制や対策が強く求められていた。

にもかかわらず、国は、戦前は軍需、戦後は高度経済成長を最優先させて石綿産業を保護、育成、利用する一方で、泉南地域の小規模事業主や労働者、その家族、近隣住民に対してアスベストの危険性を積極的に知らせず、局所排気装置の設置の義務付けなどの必要な規制や対策も怠った。その結果、泉南地域において、長期にかつ大量に、石綿肺や肺がんなどの石綿被害を発生、拡大させた。

今回の判決は、アスベスト被害の原点である泉南アスベスト被害救済に完全に背を向けたものである。

2 最高裁の判断準則を無視したこと

本判決は、規制権限の不行使が違法となる場合について、「」と判示している。

しかし、筑豊じん肺訴訟最高裁判決は、「」場合には違法となると判断しており、確立した判例となっている。

本判決は、公害訴訟やじん肺訴訟等で獲得してきた被害者救済を重視して経済性を度外視しても公害対策を行うべきとする司法判断や、筑豊じん肺最高裁判決、水俣病関西訴訟最高裁判決の流れに逆行するものである。

3 国民の生命・健康よりも産業の発展に重きを置いたこと

高裁判決は、生命や健康、生活環境への弊害が懸念されるからといって、工業製品の製造、加工等を直ちに禁止したり、あるいは、厳格な許可制の下でなければ操業を認めないというのでは、工業技術の発達及び産業社会の発展を著しく阻害する、国が規制を実施するにあたっては、対立する利害調整の関係を図ったり、他の産業分野に対する影響を考慮することも現実問題として避けられない、労働者に健康被害が発生した場合であっても工業製品の社会的必要性及び工業的有用性も踏まえるべきであるなどとして、産業発展等を理由にして、国の規制権限不行使の違法を極めて限定的にしか認めないと判示した。

これは、労働者や住民のいのちや健康よりも産業発展、経済発展を優先することを露骨に示したものであり、いのちや健康こそが最も尊重されるべきとしている憲法の価値基準への重大な挑戦である。

4 現場の実情を無視し自己責任に転嫁したこと

高裁判決は、泉南地域の小規模零細の石綿工場や泉南アスベスト被害者の労働実態を全く見ようとせず、じん肺対策では補完的な位置づけでしかない「防じんマスク」着用の有無に泉南アスベスト問題を矮小化し、国の法的責任をすべて免責した。

まさに、労働実態無視、被害者軽視の行政擁護の不当判決である。

8. 現在の状態（〇〇高裁にて控訴審段階など）

上告中

平成24年3月25日、大阪地方裁判所第8民事部は、第二陣訴訟について、筑豊じん肺訴訟最高裁判決の準則に従い、再び国の責任を認める原告勝訴の判決を下した（双方控訴）。

【事案名称】 東九州自動車道差し止め訴訟

1. 紛争の概要（時期、場所明記）

東九州自動車道のうち福岡県築上郡築上町から大分県宇佐市までの約28kmについては平成18年度より事業が施行されており、平成23年度末現在の用地取得率97%等と公表されている。これに対し、建設予定地の所有者らが、道路計画は現計画の外により経済的なルートが存在することや、現計画の妥当性及び工事費積算等に疑義があることより、ルート比較資料の公表・各種指標の検証による再考を行うべきであるとして、事業計画の変更を求めている。

このなかで、国や県などはこれら現計画に反対する地権者との真摯な交渉を回避するいっぽう、道路事業者もホームページなどで早期完成や土地収用法の積極的活用を謳うとともに、用地買収や保安林解除等の諸手続に先行して工事を発注し、土地取得の強制取得を前提とした見かけの進捗を上積みしている。このような状況下で、土地収用手続きも直前に予定されているものと推察された。

地権者らは、事業の強引な進捗により議論の機会が失われ重大な損害が生じるとして、国に対して、道路事業者から申請されることが確実視される土地収用法第20条に基づく事業認定処分を行わないよう事前差し止めを求め、平成20年8月に福岡地裁に提訴した。

原告らは、原告自らが道路工学を学び、財を投じて作成した代替ルートの優位性と、それに対する道路事業者としての評価を公判でも求めた。これに対して被告国は、ルートは都市計画決定及び事業認可を受けていることのみを主張し、現行ルート以外の想定は無いとして議論を避けている。裁判所は、この紛争の核心である道路計画の妥当性についていっさい判断を示さず、裁判の意義を土地収用手続き過程の一機能に限定して判決が行われた。

2. 原告氏名及び被告氏名

原告氏名：岡本栄一ほか13名

被告氏名：国

3. 原告代理人弁護士名

海渡雄一，只野 靖

*控訴審は農端康輔弁護士が担当 五十嵐敬喜氏（法政大学教授・弁護士）が支援

4. 主な争点

- (1) 原告らが事前差し止めを求めうる原告適格かどうか。
- (2) 事前差し止めの対象となる処分が行われようとしているか。
- (3) 事前差し止めの要件となる「重大な損害」が見込まれるかどうか。

5. 判決年月日

平成23年9月29日

6. 裁判所名及び裁判官名

裁判所名：福岡地方裁判所第1民事部

裁判官氏名：田中哲郎，増田純平，國井香里

7. 判決内容とその問題点

(1) 原告適格である(ただし、土地所有権等を有している者のみ)。

…原告を地権者のみに限定した。しかし、土地収用法の手続き参加者は必ずしも地権者に限定しないとの解釈もあり、消極的判断といえる。

(2) 処分が行われる蓋然性は否定できない。

…地裁判決後、平成23年12月に訴状の区間について事業認定申請が行われた。蓋然性というより、必然であることに踏み込めていない。

(3) 「事業認定」によって重大な損害は生じるものではない。また、原告らの主張は客観性がなく立証されていない。

…判決文のなかで、重大な損害はその後の「収用裁決等」により生じるものであると述べている。国が主張した「金銭補償が予定されているため重大な損害は生じない」には判断を留保した。そのうえで、個別の具体的な損害の立証責任を、被告に詳細な道路計画や施工法等に関する資料も公表させないまま原告らに課す立場を貫いている。

(4) その他 …裁判では、原告らが主張した道路計画自体の妥当性問題を全く争点にされず、これに踏み込まない国を擁護する姿勢である。

8. 現在の状態 (〇〇高裁にて控訴審段階など)

福岡高裁にて控訴審

9. その他

原告らとしては、一審直後に事業認定申請が行われたことをふまえ、認定処分による効果を加えた「重大な損害」についてのより具体的な主張を行う。認定処分が裁判中に出されることをふまえた収用裁決の事前差し止めへの転換も検討される。

また、道路計画についても、経済性論だけでなく原告らの「重大な損害」を回避するという観点から道路事業者が採りうる選択肢を提供する。

【事案名称】 西ノ宮はり半跡地開発許可取り消し訴訟

1. 紛争の概要（時期、場所明記）

西宮市甲陽園の老舗旅館（昭和天皇も宿泊した有名な旅館）が経営不振で倒産、不動産会社の手に渡り、はり半の敷地にあった溪流（はり半のセールスポイントになっていた溪流）を埋め立てマンション建設する計画の開発許可申請が西宮市に出された。それに対し周辺住民の方々が溪流・溪谷の自然環境の保護、それを埋め立てることについては災害の危険性の問題があるとして西宮市へ開発許可しないよう要請行動を繰り返し行ったが、西宮市は平成 20 年 8 月 27 日付で開発許可を行った。その後許可取り消しを求める訴えを裁判所に行ったが平成 23 年 9 月 28 日付で住民の訴えを却下する判決を下した。

業者は工事を着工し、溪流の埋め立て工事を行い、代替水路の建設など工事を継続して行っている。

住民は地裁判決を不服として、高裁に控訴している。原告側から証人申請を行い、裁判所で協議が 2 回あったが、結論が出ないままになっている。

2. 原告氏名及び被告氏名

原告氏名：前川協子 他 14 名

被告氏名：西宮市、西宮市代表者市長 河野昌弘

3. 原告代理人弁護士名

松山秀樹、増田祐一、永井光弘

4. 主な争点 ◇：原告側主張 ◆：被告側（西宮市）主張

- 溪流に土砂を埋め立てることについて
- ◇ 溪流埋め立ては極力避けること、埋め立てをする場合は残流域を作らないことが原則（建河砂発第 20 号 S49.4.19. 砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案） 残流域があっても 10ha 以下が基準）
当該場所は土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。
- ◆ 当該場所は砂防指定地でないので、砂防の基準は適用されない。
- 調整池について
- ◇ 開発される地域で調整池による治水対策の対象から除かれている場所があり、それに基づいて、調整池からの放流量が計算されており、基準に基づかないで算出されている。
- ◇ 調整池は建物の地下にあり、壁で仕切られた一部屋程度の大きさの区画が集まった構造で、壁に人がくぐり抜けることが出来る 60cm の穴がある。その穴で隣接する区画が連結されており、その穴を通して水が調整池の排水口まで流れていくという構造である。
調整池は維持管理が不十分だと危険な施設になる。当該調整池は維持管理が非常に難しい構造である。池の状態を一目で把握出来ず、池に溜まった堆積物の搬出も困難な構造である。
- ◆ 調整池は県の許可事項であり、市はコメントできない。
- 代替の新設水路について 形状は河床が階段状になっている

- ◇ 溪流の代替の新設水路の河床勾配が急で流速が基準を大きく超えることになる、その新設水路に沿ってバイパス管を併設することになっているが、その設置の目的が理解できない。バイパス管（暗渠管）管理用のマスやマンホールがない
- ◇ 新設水路の流れは射流になり、水路の末端部で跳水現象を引き起こすことになるが、その箇所の水路が屈曲しており、水が水路の壁を超える危険性がある。
 - ◆ 流速は基準の 3m/s 以内である（階段の踏みしろの勾配で計算）
 - ◆ 跳水の高さは水路の壁を超えない（平面的に直の水路の場合で算出）
 - 多段擁壁について
- ◇ 基準では 2 段擁壁は原則的に使用しないことになっている。
 - ◆ 安定計算で OK である

5. 判決年月日

平成 23 年 9 月 28 日

6. 裁判所名及び裁判官名

裁判所名：神戸地方裁判所第 2 民事部

裁判官氏名：梅村明剛、植田智彦、近藤紗世

7. 判決内容とその問題点

○ 溪流の土砂埋め立て

「旧水路（溪流）が建設省砂防課調査要領案の示す数値によれば土石流発生危険のある溪流にあたるにしても、新設水路が土石流発生危険をさらに高めるとい根拠はない。

開発行為の適否と溪流の土石流発生危険との間に関係があるとはい難い」

- ・ 危険な溪流を埋め立てることが危険な行為であるという主張にまともに対応していない

○ 調整池

「森林緑地に復旧する部分は、直接放流域にあたるものの、風致地区にあたるため、残置森林と同様と見なせる」

- ・ 造成される場所は開発区域で治水対策の対象であり、公園敷地になるところを開発しない土地と見なすという基準は存在しない

○ 新設水路

「流速が基準値を上回ることが水路床を過度に磨耗させるとは考えられず、違法とは考えられない」

- ・ 基準の 3m/s の 4 倍の流速になるのに支障なしという判決

「跳水が発生する可能性があるが、溢水は生じない」（被告の鑑定人の算出した数値を採用）

- ・ 水路が折れ曲がっているのを無視、平面的に直の場合の計算をもとに議論

○ 多段擁壁

「安定計算で適合している」

- ・ 原則ダメという擁壁を開発区域の斜面全体で使用している。安定計算も一つのサンプルの試算のみ

判決には次の記載がある。「仮に本件処分を上記運用指針（国交省の定める開発許可制度運用指針）や同マニュアル（宅地防災マニュアル）と異なる事項があったとしても、そのことをもって直ちに取り消し事由に該当するということとはできない」とあり、その根拠として「宅造マニュアルも、それ自体に行政担当者が開発事業を審査する際の参考に供するためのものであることを明記しており、国土交通省の考えも、同マニュアルは参考にとどまるものとする」ということをあげている。判決は運用指針やマニュアルは参考であるので、それと異なることがあっても許可できるとしているが、マニュアル等の“参考”ということについて全く理解できていない。

宅造マニュアルは災害防止のために設計・施工上留意すべき事を整理したものであるが、全国的なデータをもとに標準の基準を示したものであり、地域によってはその基準が災害防止等にそぐわないこともあり得る。都市計画法第33条第3項は地域の実状にあわせ基準の変更も認めている。宅造マニュアルはそのことを踏まえ、杓子定規に一律に適用するものではないという趣旨で「参考に供する」とされているのであり、マニュアルに該当しないことがあっても問題ではないという取り扱いは全くの誤りである。宅造マニュアルの基準に不都合があるなら、明確に理由を示したうえで、事前に変更しておくべきである。そういうことがなされていない以上、防災マニュアルや県の技術基準を守るのは当然である。

8. 現在の状態（〇〇高裁にて控訴審段階など）